



# 長野県報

12月25日(火)  
平成24年  
(2012年)  
第2432号

## 目 次

### 告 示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康長寿課）	1
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（健康長寿課）	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の廃止の届出（健康長寿課介護支援室）	2
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定辞退の届出（健康長寿課介護支援室）	4
保安林予定森林にする旨の通知（8件）（森林づくり推進課）	4
保安林の指定の通知の掲示（森林づくり推進課）	6
長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の一部改正（建設政策課技術管理室）	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	7

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	8
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働・NPO課）	8
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（3件）（経営支援課）	8
一般競争入札（森林政策課）	10
一般競争入札（高校教育課）	11
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施（東北信運転免許課）	12

## 告 示

### 長野県告示第835号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
クスリのアオキ上田原薬局	上田市神畑字馬居先135	平成24年12月1日
はばさか薬局	飯田市羽場坂町2345-39	平成24年12月1日
あづま通りセンスピュー薬局	長野市鶴賀142-6	平成24年12月1日
ガーデン薬局	長野市豊野町豊野583-8	平成24年12月1日

健康長寿課

**長野県告示第836号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
松本市立波田総合病院 松本市波田4417-180	松本市立病院 松本市波田4417-180	平成24年4月1日
飯田下伊那薬剤師会会営薬局 飯田市知久町4-1206	飯田下伊那薬剤師会会営薬局 飯田市知久町4-1210-1	平成24年11月23日

健康長寿課

**長野県告示第837号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定居宅サービス事業者

## (1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
有限会社ナラ・ドリーム	訪問介護サービスおひさま	諏訪市豊田3952-2	平成24年10月1日

## (2) 訪問入浴介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
社会福祉法人川上村社会福祉協議会	川上村社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	南佐久郡川上村原312番地	平成24年12月1日

## (3) 訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
医療法人すずらん	すずらん訪問看護ステーション	駒ヶ根市赤穂14632番地4	平成24年11月30日

## (4) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
社会福祉法人グリーンアルム福祉会	アルム療養デイサービス	須坂市仁礼町7番地10	平成24年9月30日
有限会社ナラ・ドリーム	デイサービスセンターおひさま	諏訪市豊田3952-2	平成24年10月1日
株式会社公園通り	宅幼老所えんがわ	上高井郡高山村荒井原2160-1	平成24年10月15日
株式会社いいだケアアンドキュア	ワンダフルデイほほえみ	飯田市羽場町2丁目13番地16	平成24年10月31日
株式会社喜樂園	宅老所喜樂園	茅野市玉川9943	平成24年11月26日

## (5) 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
社会福祉法人ちいさがた福祉会	ちいさがたの家	東御市祢津351番地1	平成24年11月19日

## (6) 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
ジェイエイ・アップル株式会社	J A アップル福祉用具貸与事業所	中野市新野字溜池下803-3	平成24年9月17日

## (7) 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
ジェイエイ・アップル株式会社	J A アップル福祉用具貸与事業所	中野市新野字溜池下803-3	平成24年9月17日
株式会社井上	株式会社井上アイシティ21店	東筑摩郡山形村7977	平成24年9月30日

## 2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
有限会社ナラ・ドリーム	居宅介護支援センターおひさま	諏訪市豊田3952-2	平成24年10月1日
合同会社A-line	A愛ホーム居宅介護支援事業所	上田市十人下村52番地3	平成24年10月10日
医療法人すずらん	すずらん居宅介護支援事業所	駒ヶ根市赤穂14632番地4	平成24年11月30日

## 3 指定介護予防サービス事業者

## (1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
有限会社ナラ・ドリーム	訪問介護サービスおひさま	諏訪市豊田3952-2	平成24年10月1日
有限会社ホットスマイル介護サービス	ホットスマイル介護サービス	木曽郡木曽町日義長渡3781-1	平成24年11月1日

## (2) 介護予防訪問入浴介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
有限会社ホットスマイル介護サービス	ホットスマイル介護サービス	木曽郡木曽町日義長渡3781-1	平成24年11月1日
社会福祉法人川上村社会福祉協議会	川上村社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	南佐久郡川上村原312番地	平成24年12月1日

## (3) 介護予防訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
医療法人すずらん	すずらん訪問看護ステーション	駒ヶ根市赤穂14632番地4	平成24年11月30日

## (4) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
有限会社ナラ・ドリーム	デイサービスセンターおひさま	諏訪市豊田3952-2	平成24年10月1日
株式会社公園通り	宅幼老所えんがわ	上高井郡高山村荒井原2160-1	平成24年10月15日
株式会社いいだケアアンドキュア	ワンドフルデイほほえみ	飯田市羽場町2丁目13番地16	平成24年10月31日
株式会社喜樂園	宅老所喜樂園	茅野市玉川9943	平成24年11月26日

## (5) 介護予防短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
社会福祉法人ちいさがた福祉会	ちいさがたの家	東御市祢津351番地1	平成24年11月19日

## (6) 介護予防福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
ジェイエイ・アップル株式会社	J A アップル福祉用具貸与事業所	中野市新野字溜池下803-3	平成24年9月17日

## (7) 特定介護予防福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
ジェイエイ・アップル株式会社	J A アップル福祉用具貸与事業所	中野市新野字溜池下803-3	平成24年9月17日
株式会社井上	株式会社井上アイシティ21店	東筑摩郡山形村7977	平成24年9月30日

健康長寿課介護支援室

**長野県告示第838号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、指定介護老人福祉施設の開設者から指定を辞退する旨、次とおり届出がありました。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

## 指定介護老人福祉施設

開設者の名称 社会福祉法人ちいさがた福祉会	施設の名称 ちいさがたの家	施設の所在地 東御市祢津351番地1	辞退した年月日 平成24年11月19日
--------------------------	------------------	-----------------------	------------------------

健康長寿課介護支援室

**長野県告示第839号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

長野市信州新町日原西字大入95の11、字新田平156の1、157の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第840号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

須坂市大字米子竹ノ前286、288、289

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第841号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

大町市社字有ヶ峰4484の1、4484のイ、4484のロの1、4486、字柴平4511、字丹生子4425の1、4505、4506の1、4506の2、4507の1、4507の2、4508の1、4508の2、4509の1、4509の2、4510の1から4510の3まで、4512、4516、4517、4519、字日影4425のイ、4426、4427、字日向山4487、字細洞4480、4481、4483、字宮ノ入4811から4819まで、4820の1、4820のイの1、4820のイの2、4821から4824まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字有ヶ峰4484の1、4484のロの1、4486（次の図に示す部分に限る。）、字柴平4511、字丹生子4425の1、4505、4506の1、4506の2、4507の1、4507の2、4508の1、4508の2、4509の1、4509の2、4510の1から4510の3まで、4512、4516、4517、4519、字日影4425のイ、4426、4427、字日向山4487、字宮ノ入4811から4815まで、4820の1、4820のイの1、4821から4824まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第842号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

##### 1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字贊川字贊川沢1296、1299、字樽沢1300の18、1300の20から1300の22まで、1300の41、1300の42、1300の53、1300の54、1300の65

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字贊川沢1296、1299、字樽沢1300の21

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第843号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

##### 1(1) 保安林予定森林の所在場所

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字南吉ヶ沢1355の1、1355の24、1355の28、1355の42、字北吉ヶ沢1357の1、1357の49、1357の51、1357の52、1360の47

##### (2) 指定の目的

水源の涵養

##### (3) 指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

##### 2(1) 保安林予定森林の所在場所

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字川越石1365の4

##### (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

##### (3) 指定施業要件

###### ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第844号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

##### 1 保安林予定森林の所在場所

諏訪郡下諏訪町字雁沢2091の3、2093のイ、字棚2093の1、字鈴川口2096の1

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第845号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

**1 保安林予定森林の所在場所**

東筑摩郡筑北村大沢新田字トカワ430から432まで、433のイ、540から542まで、字戸川433のロ、433のハ、433のニ、532の3、532の5、字クロ沢532のロ、532の1、544、545のイ、545のロ、545の1、545の2、東条字大沢山3074の1（次の図に示す部分に限る。）

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種**  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第847号**

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

保安林指定通知の内容（要旨）

- 1 土砂の流出の防備のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成24年11月28日付け農林水産省告示第2474号（保安林の指定をする件）のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不分明な森林所有者氏名
北安曇郡小谷村大字中土字十二16047のイ	内山 茂明

森林づくり推進課

**長野県告示第848号**

長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号）の一部を次のように改正し、平成25年1月1日以降に行う入札参加資格審査の申請から適用します。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

第1の表の建設工事の申請の項中「建設工事の資格審査基準日」を「資格審査基準日」に、

〔(4) 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。  
また、個人にあっては、個人の市町村・県民税（住民税）に未納がないこと。〕

を

〔(4) 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。  
また、個人にあっては、個人の市町村・県民税（住民税）に未納がないこと。  
(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）  
第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。〕

に改め、同表の建設コンサルタント等の業務の申請の項中「測量法」を「資格審査基準日及び申請の日において、測量法」に、「建築士法」を「資格審査基準日及び申請の日において、建築士法」に、「建設コンサルタント登録規程（）」を「資格審査基準日及び申請の日において、建設コンサルタント登録規程（）」に、「地質調査登録規程（）」を「資格審査基準日及び申請の日において、地質調査登録規程（）」に、「補償コンサルタント登録規程（）」を「資格審査基準日及び申請の日において、補償コンサルタント登録規程（）」に、

**長野県告示第846号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

**1 保安林予定森林の所在場所**

上水内郡小川村大字高府字西之平9607の1、9607の2、9608、9609の1、9609の2、9610、字箕ノ輪10256、10257、字朽ヶ峯10330から10333まで、10334の1、10334の3、10335の1、10335の2、10336、10340、10341

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種**  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林

「申請の日の属する年度の10月1日（以下「建設コンサルタント等の資格審査基準日」という。）」を「資格審査基準日」に、「建設コンサルタント等の資格審査基準日の」を「資格審査基準日の」に、

- 〔(4) 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。  
また、個人にあっては、個人の市町村・県民税（住民税）に未納がないこと。〕

を

- 〔(4) 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。  
また、個人にあっては、個人の市町村・県民税（住民税）に未納がないこと。  
(5) 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。〕

に改める。

第3第6号中「若しくはエコアクション21認証若しくは」を「、エコアクション21認証及び」に改め、「又は産業廃棄物減量化・適正処理実践協定の締結状況」を削り、同第3第13号を同第3第15号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (14) 国土交通省が運用する新技術情報提供システムへの登録及び長野県が実施する新技術・新工法活用支援事業による評価結果の登録の状況

第3第12号を同第3第13号とし、同第3第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同第3第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 産業廃棄物減量化・適正処理実践協定の締結状況

第4第1号中「申請の日」を「資格審査基準日及び申請の日」に改め、同第4第2号及び第4号中「建設コンサルタント等」の次に「の業務」を加える。

第5第1項第23号を同項第26号とし、同項第22号を同項第25号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (24) 国土交通省が運用する新技術情報提供システムへの登録及び長野県が実施する新技術・新工法活用支援事業による評価結果の登録の状況が確認できる書類

第5第1項第21号を同項第23号とし、同項第20号中「への加入証明書等」を「が発行する活動証明書」に改め、同号を同項第22号とし、同項第19号中「3年間」を「4年間」に改め、同号を同項第21号とし、同項第18号を同項第20号とし、同項第17号を同項第19号とし、同項第16号を同項第18号とし、同項第15号中「3年間」を「4年間」に改め、同号を同項第17号とし、同項第14号を同項第16号とし、同項第11号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同号の前に次の1号を加える。

- (12) 産業廃棄物減量化・適正処理実践協定書の写し

第5第1項第10号を同項第11号とし、同項第9号中「3年間」を「4年間」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではない旨等を誓約することを証する書類

第5第2項第3号中「建設コンサルタント等」の次に「の業務」を加え、同項第9号中「建設コンサルタント等」の次に「の業務」を加え、同号を同項第10号とし、同項第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではない旨等を誓約することを証する書類

建設政策課技術管理室

## 長野県大町建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年1月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月25日

長野県大町建設事務所長 有賀 久

1 道路の種類 県道

2 路線名 大町麻績インター千曲線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市大字社6180番の62地先から 大町市大字社6180番の65地先まで	旧	m 8.2～20.0	km 0.3636
同上	新	m 13.0～92.5	km 0.3220

道路管理課

## 長野県佐久建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年1月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月25日

長野県佐久建設事務所長 中山 茂

1 路線名 141号

2 供用を開始する区間

佐久市中込字諏訪田865番地先から

佐久市中込字久保1590番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成24年12月25日

道路管理課

## 長野県大町建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

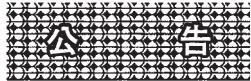
その関係図面は、告示の日から平成25年1月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月25日

長野県大町建設事務所長 有賀 久

- 1 路線名 大町麻績インター千曲線  
 2 供用を開始する区間  
 　　大町市大字社6177番の5地先から  
 　　大町市大字社6180番の70地先まで  
 3 供用を開始する期日 平成24年12月26日

道路管理課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日

平成24年12月14日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアアンドキュア

- 3 代表者の氏名

原 幸夫

- 4 主たる事務所の所在地

飯田市北方1270番4号

- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者とその家族に対し、介護事業及び地域住民に向けて介護に関する啓発事業を行う。また、地域住民の健康増進のための知識普及のための啓発事業を行い、保健、医療の増進に寄与するとともに、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日

平成24年12月14日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ろっキーず

- 3 代表者の氏名

佐藤 はるみ

- 4 主たる事務所の所在地

塩尻市大門幸町2番7号

- 5 定款に記載された目的

この法人は、対人援助職者に対して、スーパービジョンの実施およびその展開手法の習得ならびに指導に関する事業を行い、保健・医療・福祉の増進のための人材育成、地域福祉の向上、発展に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ軽井沢店

北佐久郡軽井沢町大字長倉字青柳2707ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
有限会社御菓子処花岡	花岡 利夫	東御市田中557

ほか4者

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
有限会社御菓子処花岡	花岡 かつ子	東御市田中557

ほか4者

- 4 変更した年月日

平成24年12月12日

- 5 届出年月日

平成24年12月12日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間